

山梨県公報

号外第四十六号

平成二十七年

七月十五日

水曜日

目次

条 例

○特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(人事課)

- 1 副知事の退職手当の算定の基礎となる在職期間等について特例を設けることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十一号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者が引き続き副知事となつた場合においては、当該各号に定める在職期間は、その者の引き続き副知事としての勤続期間に通算する。

- 一 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条に規定する者をいう。以下この条において同じ。)その者の同法の規定による国家公務員としての引き続き在職期間
- 二 国家公務員から引き続き山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山

梨県条例第三号。以下「退職手当条例」という。)第二条第一項に規定する職員(以下この号及び次項において「職員」という。)となつた者その者の退職手当条例の規定による職員としての引き続き在職期間

第四条第二項中「職員と」を「国家公務員又は職員と」に改め、同項第一号中「引き続き」を削り、同項第二号中「副知事」を「前項第二号に掲げる者から引き続き副知事となつた者にあつては、同号に定める在職期間について、副知事」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第一号に掲げる者から引き続き副知事となつた者にあつては、同号に定める在職期間について、副知事となるため国家公務員を退職した日におけるその者の俸給月額(国家公務員退職手当法第三条第一項に規定する俸給月額をいう。)及び勤続期間を基礎として当該退職した日における職員の例により計算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番